

県立病院改革プラン策定検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 本県県立病院改革プランを策定するに当たり、有識者の意見を聴き、これを反映させるため、県立病院改革プラン策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 県立病院の果たすべき役割及び一般会計負担金の在り方に関する事
- (2) 県立病院の経営の効率化に関する事
- (3) 公立病院の再編・ネットワーク化への対応に関する事
- (4) 県立病院の経営形態の見直しに関する事

（組織）

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、医療を受ける立場にある者、医療を提供する立場にある者及び学識経験を有する者のうちから、健康福祉部長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉部医務保険課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。